



山形県公報

令和3年4月1日(木)

号 外 (18)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…同
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…… 3

訓 令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令……………同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級2の欄中「文化スポーツ推進監」を削り、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「工業技術センター所長」を

「こども医療療育センター副所長

工業技術センター所長」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項労働委員会事務局の項職級6の

欄中「主任主査」を削り、同表海事職給料表適用職の項教育委員会の項加茂水産高等学校の項職級6の欄中「一等機関士」を「一等機関士及び主任機関士」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項知事の項出先機関の項職級6の欄中「主任栄養士」及び「主任歯科衛生士」を削り、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項本庁の項中

「

専門員

」を「

業務名を冠する主査

」に改める。

別表第3医師及び歯科医師の職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「の部長」を「の副所長及び部長」に改

め、同項職級3の欄中「

こども医療療育センターの医長及び科長

」を「

こども医療療育センターの医長及び科長 総合支庁の専門員

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第2条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公益社団法人山形県観光物産協会

第2条中第12号を第14号とし、第13号を第15号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 地方公共団体金融機構

(13) 地方公共団体情報システム機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第11号中「子育て若者応援部子育て支援課長」を「しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長」に、「観光文化スポーツ部観光立県推進課長」を「観光文化スポーツ部観光復活戦略課長」に改める。

第73条第3項中「条例第18条の2第5号」を「条例第18条の2第6号」に改める。

別表第10中 「 | | 参 事 | | 」を
文化スポーツ推進監

「 | | 参 事 | | 」に、

こども医療療育センター	所 長	1 種	を
	事務局長 総務療育部長	4 種	

こども医療療育センター	所 長	1 種	に、
	副所長（事務局長を兼務しているものに限る。） 副所長（支給区分1種のものを除く。） 総務療育部長	4 種	

鳥海学園	園 長	3 種	を
	主 幹	4 種	

鳥海学園	園 長	3 種	に、
------	-----	-----	----

産業技術短期大 学校庄内校	副 校 長	3 種	を
	主幹（支給区分6種のもの を除く。）	4 種	
	主幹（人事委員会の定める ものに限る。）	6 種	

産業技術短期大 学校庄内校	副校長（支給区分6種のもの を除く。）	3 種	に改める。
	主幹（支給区分6種のもの を除く。）	4 種	
	副校長（人事委員会の定め るものに限る。） 主幹（人事委員会の定める ものに限る。）	6 種	

別表第15イの項の表中

山辺町立作谷沢小学校 同 作谷沢中学校 尾花沢市立玉野小学校	準 級	を
--------------------------------------	-----	---

尾花沢市立玉野小学校	準 級	に、
寒河江市立幸生小学校 村山市立富並小学校	1 級	を
村山市立富並小学校	1 級	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項職の欄中「会計管理者」を「専門職大学整備推進監、会計管理者」に改め、「文化スポーツ推進監」を削り、「企画主査（人事課に置くものに限る。）」を「企画人材主査」に改め、同表知事部局出先機関の項職の欄中「支所長」を「副所長、支所長」に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「総務課に置くもの」を「教育政策課に置くもの」に、「総務課に置くもので」を「教育政策課に置くもので」に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「企画主査」を削り、「給与主査」を「任用主査、給与主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県人事委員会訓令第1号

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第36項を第37項とし、第11項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 課長の宿日直勤務命令に関すること。

別表課長専決事項の欄中第23項を第24項とし、第7項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 所属職員の宿日直勤務命令に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。